

2023年10月2日

さいたま市教育委員会

教育長 竹居 秀子 様

さいたま市教職員組合

執行委員長 大澤 博

2024年度当初人事に関する要求書

さいたま市の学校教育の条件整備並びに山積する子どもと教育をめぐる課題に対する貴職の努力に対し、敬意を表します。

2024年度当初の人事異動実務が始まる時期となりました。人事異動の執行に当たっては、教職員が情熱と使命感に燃え、安心して教育活動に専念できるよう、公正かつ民主的な人事を行うことが重要です。

2024年度当初人事に関して、以下の項目について要求しますので、文書での回答を強く要望すると共に誠意ある交渉実施を要求します。

記

- 1 人事は、教職員の勤務条件に重大な関わりを持っており、当組合との交渉を積極的に進め、昇任・転任・転補などにあたっては公正妥当な人事を行うこと。

2 強制的かつ機械的な人事を排し、本人の意思を尊重した、納得と合意に基づいた民主的人事を行うこと。

3 臨採者の人事調書を作成し、希望を文書で提出できるようにすること。

4 同一校勤務年数による機械的な人事を行わず、本人および学校の状況を踏まえて人事を行うこと。

また、恣意的な人事異動を排除すること。

①同一校勤務年数は7～10年以内を原則とすること。

②新採用者は7年以内での異動を原則とすること。

③定年前の最後の勤務校になりうる場合には、本人の意向を尊重した上で定年まで異動させないことを原則とすること。

④学年持ちあがりや特別に指導を要する児童・生徒との関わり等、学校運営並びに教育上異動が好ましくないと判断された場合は、強制的・機械的な異動を行わないこと。

5 「組合活動を理由とした忌避」としか解せない他市町村からの受け入れ拒否や、他市町村への強制異動を一切行わないこと。

6 組合からの脱退または組合活動をしないことを条件とする等、組合活動を理由とした不当な差別人事を行わないこと。

7 思想・信条・性別・年齢・共働き等による差別を行わないこと。

8 教職員公募制度を継続する場合は、次のことを行うこと。

①「特色ある学校づくり」は、年度当初に全教職員で論議し決定した学校教育目標や学校経営方針に基づいたものとする。

②「求める人材」「担当して欲しい教育活動と主な職務内容」は事前に教職員に示し、理解を得

ること。また、実施校教職員の意欲または協働性を損なうような公募は厳に戒めること。

③「求める人材」「担当して欲しい教育活動と主な職務内容」は各種主任ではなく、学校教育目標や学校経営方針から導き出されるものであること。

④実施校校長は選考基準を明示すること。

⑤所属校校長は希望者に校長所見を明示すること。

⑥全ての様式の書類について情報開示の対象とすること。

9 主任を想定した人事は行わないこと。特に、教職員公募制度における「求める人材」等での各種主任の明記は主任想定人事であり、今後も厳に排除すること。

10 安定した学校経営のためにも管理職を含め人事異動は原則として3年以内は行わないこと。

11 人事評価制度による総合評価を人事に使用しないこと。

12 調書の記入事項及び校長によるヒアリングに基づき、教職員の意向を十分把握してこれを尊重すること。とりわけ、市外の異動については、調書の記載内容が本人の希望によるものなのか、やむを得ず記載したものなのか、確認の徹底を校長に指導すること。また、ヒアリングした内容について、校長は私見を交えずに事実に基づく具申を行うよう指導すること。

13 人事を円滑に進めるうえからも、市教委は校長に対し、調書提出後から内示までの間に、本人の希望の進捗状況等についてきめ細かに状況を伝えること。校長は本人からのヒアリングに基づく意向打診を十分に行うよう指導すること。

14 事務職員・栄養職員・養護教諭・特別支援学級担任・特別支援学校教員は異動希望対象校が限定されるため、特段の配慮を行うこと。

15 「年度当初人事に関する調書」の記入については、次のように扱うこと。

①3年以上7年未満に該当する教員においても、ブロック名の記入を強制しないこと。「異動希望
無」でブロック名が記入されていない場合、あるいは特記事項欄に「異動意向なし」と書かれ
ている場合には、異動を強く希望しない意向であることを尊重すること。

②新採用者は現任ブロックを含めて異動希望を書けるようにすること。

③通勤時間は45分以内とすること。

④「異動にあたっての特記事項」欄に異動希望校及びその理由の記入を認めること。特に子育て
と介護等困難を抱える教職員については、特段の配慮をすること。また記入したことをもって
不利益な扱いをしないこと。そのように記入された調書を受理するよう校長に指導すること。

⑤「異動にあたっての特記事項」欄に異動できない具体的な学校名とその理由を記入することを
認めること。また、その意向を尊重すること。

⑥市内の異動ブロックを記入せず、「さいたま市以外への異動希望」欄に1にないし2市町村の
みの記入がある場合を認めること。

⑦「さいたま市以外への移動希望」欄の記入については、上段記入のものから、異動の意向の強
い順と理解すること。

⑧「児童生徒の指導等に生かせる事項」の「担当可能な部活動」欄への記入は、一律に「積極的
な希望」としてとらえず、校長は本人の意向を聞くこと。また、未記入あるいは、「ありませ
ん」と書いた教員に対しても同様にその意向を確認し、勤務上の不利益のないようにすること。

⑨現在の職務についての欄への記入を強要しないこと、また、無記入であっても受け取ること。

16 校長・教頭・主幹教諭・指導主事等のいわゆる管理職並びに管理職名簿登載者の中で、非民主的、
独善的な者、パワハラを行うなど管理職としての適性を欠く者については、直ちに解任・降格含

む配置換え並びに登用取り止め等を行うこと。

- 17 校長・教頭・主幹教諭・指導主事等の任用を民主的に行うこと。その際、特に現場教職員の信頼度を重要な参考資料とすることができるよう方策を検討すること。
- 18 管理職人事にあたって考慮されるとする「能力」とは、行政当局の一方的判断で決められるものでなく、教員としての十分な経験と実績、教職員の信頼度等、客観的に見て納得のいく基準をもって行われるよう配慮すること。
- 19 未配置・未補充の絶無を期すること。未配置・未補充状態になってから遅くとも2週間以内に配置すること。定数を増やす改善をするよう、市独自の予算で行うか国に働きかけること。
- 20 新採用教員については、特定の学校に偏することのないよう適正に配置すること。また、学級規模等を踏まえ、配属校の負担を軽減するよう考慮すること。
- 21 育児短時間勤務の希望を実現するための人的配置を必ず行い、取得できるよう措置すること。
- 22 単数配置の職種は本採用を配置し、定数内臨採の配置は行わないこと。特別支援学級が1学級設置されている学校の特別支援学級担任は必ず本採用（新卒の初任者のぞく）を配置すること。
- 23 臨採者で引き続き採用を希望する場合、優先的に採用すること。また、特別支援学級担任等で任用されていた者は、同一校での勤務を保障すること。
- 24 再任用者の配置については再任用制度の趣旨を尊重し、「再任用に関する意向」（自由記述）に配慮するとともに、勤務条件等の詳細を明らかにし、本人の意思を尊重した採用を行うこと。その際、退職年度勤務校への継続配置について、それまでの勤務年数を加算することなく、希望を尊重した実現をはかること。

- 25 再任用者の2年次以降の勤務校は、本人の希望がある場合は同一校に勤務できるようにすること。
- 26 再任用の採用は、定数外の枠で任用できる条件をつくるよう国に働きかけること。
- 27 中学校特別支援学級の教職員配置をこれまで通り学級数 $\times 1.5$ とし、小学校への加配をこれまで以上に充実させること。また、国の予算で特別支援学級に配当される教職員を通常学級等、特別支援学級以外に振り分けることがないようにすること。

以上